

農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会
(第5回)

農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会（第5回）

日時： 令和3年1月20日（水）

会場： 中央合同庁舎第4号館1221号室

時間： 午後1時30分～午後3時16分

議事次第

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

（1）各委員からの意見聴取

- ・機械鑑定を前提とした農産物検査規格の策定について
- ・サンプリング方法の見直しについて
- ・スマートフードチェーンとこれを活用したJAS規格の制定について
- ・意見交換

（2）その他

4 閉 会

配付資料

議事次第

農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会委員名簿

農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会（第5回）【座席表】

資料1-1 機械鑑定を前提とした農産物検査規格の策定について（案）

資料1-2 サンプリング方法の見直しについて（案）

資料1-3 スマートフードチェーンとこれを活用したJAS規格の制定について（案）

資料2 令和3年度予算概算決定の内容について

・農林水産研究推進事業

(AI画像解析等による次世代穀粒判別器の開発)

・米需要創造推進事業

【令和2年12月22日 規制改革推進会議】

参考資料1 当面の規制改革の実施事項の概要

参考資料2 当面の規制改革の実施事項

出席委員

座長	大坪 研一	新潟薬科大学応用生命科学部応用生命科学科特任教授
委員	飯塚 悦功	東京大学名誉教授、 公益財団法人日本適合性認定協会理事長
委員	井村 辰二郎	アジア農業株式会社代表取締役
委員	岩井 健次	株式会社イワイ代表取締役
委員	栗原 竜也	全国農業協同組合連合会米穀生産集荷対策部長
委員	白井 恒久	わらべや日洋ホールディングス株式会社 取締役常務執行役員
委員	千田 法久	千田みずほ株式会社代表取締役社長
委員	夏目 智子	特定非営利活動法人ふぁみりあネット理事長
委員	藤代 尚武	正林国際特許商標事務所技術標準化事業部長
委員	三澤 正博	木徳神糧株式会社特別顧問
委員	森 雅彦	日本生活協同組合連合会 商品本部農畜産部特別商品グループマネージャー
委員	山崎 能央	株式会社ヤマザキライス代表取締役

午後1時30分 開会

○齊官穀物課課長補佐 それでは、御案内の時間になりましたので、ただいまから第5回農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会を開催させていただきます。

開催に当たりまして、天羽政策統括官から一言ごあいさつを申し上げます。

○天羽政策統括官 皆様こんにちは。ただいま御紹介をいただきました政策統括官の天羽でございます。第5回の農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の先生方におかれましては、御多忙のところ、またコロナの下、ウェブ参加も併せて御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

皆様方におかれましては、常日頃からお米に限りませず、食品・食料の安定供給に御尽力をいただいておりますところであり、この場をお借りして御礼を申し上げたいと思います。

これまで4回にわたり検討会を持たせていただきました。延べ12名の有識者の先生方からヒアリングということでお話を伺い、現場の意見なり、穀粒判別器の現状なり、将来性、ほかの分野の規格やサンプリングの方法、さらにはスマートフードチェーンとJAS規格、消費者ニーズなどなどにつきまして伺ってきたところでございます。

その上で、前回の検討会においては、委員各位の御意見も踏まえまして大きく三つ。

その一つとして、現在の規格とは別に、機械鑑定に適した規格を作るべき。

二つ目でございますが、生産プロセスや品質マネジメントシステムの内容に応じたサンプリングができるように、その方法、サンプリングの方法を見直すべし。

三つといたしまして、お米の分野においてスマートフードチェーンを構築し、それを活用した民間主導でのJAS規格の制定を行うべしといった考え方に立ちまして検討のステップを進めることにつきまして御整理をいただいたということだと理解をしております。

本日の検討会におかれましては、前回の整理を基に、それぞれの内容なり、工程の案をお示しし、御議論を深めていただきたいと考えております。

JASも含めた新しい規格なり検査方法により、国内のみならず、海外のマーケットも視野に入れた展開が進みますよう、委員の先生方におかれましては忌憚のない御意見、活発な御議論をお願い申し上げます、私の冒頭のあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○齊官穀物課課長補佐 配付資料の確認をさせていただきます。

配付資料一覧にございますように、議事次第、委員名簿、座席表、資料1-1、資料1-2、

資料1-3、資料2、それから参考資料といたしまして1及び2を配付してございます。

次に、委員の出欠状況について御報告させていただきます。

本日の出欠につきましては、12名全ての委員の皆様にご出席いただいておりますことを御報告いたします。

農林水産省からの出席者につきましては、座席表で御確認いただきますようお願いいたします。

本検討会は公開で行います。事前に、本日の傍聴を希望される方を公募しておりまして、17名の方がウェブにて傍聴をされております。

ここからは、大坪座長に議事進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○大坪座長 大坪でございます。それでは、次第に沿って議事を進めたいと思います。

委員各位、それから事務局におかれましては、効率よく議事を進められるよう円滑な進行に御協力いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、事務局より資料を一括して御説明をお願いいたします。

○上原米麦流通加工対策室長 それでは、資料の方を御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

まず、資料1-1から御説明を申し上げたいと思います。

機械鑑定を前提とした農産物規格の策定について（案）です。

「内容」を御覧ください。

1番です。水稻うるち玄米の農産物検査規格につきまして、現行の規格とは別に、機械測定を最大限活用する「機械鑑定を前提とした規格」を策定してまいりたい。

そして、新たに策定する機械鑑定を前提とした規格ですが、現在の規格と同列に位置付けることとしたいと考えております。

2番を御覧ください。この「機械鑑定を前提とした規格」ですが、この検査の結果につきましては、これまでのような等級区分で示すものではなく、規格項目の測定結果を数値で示すことを基本としたいと思います。ただし、機械による測定が困難とされた規格項目につきましては、一定水準以下であること、例えば「適格」などを示すことを可能としたいと考えております。

3番を御覧ください。この規格に基づく検査で使用することができる穀粒判別器ですが、民間の検査機関が性能確認を行い認定することとしたいと思っております。ただし、当面の間につきましては、国が行うことといたします。

括弧内です。穀粒判別器の性能確認については、我が国の試験機関で作成された試料標準品を用い、国が定める試験方法により目視と同等以上の水準にあることを確認します。ただし、当面の間は国が行うことといたします。

4番を御覧ください。この規格の項目ですが、①容積重、②水分、③白未熟粒、④死米、⑤着色粒、⑥胴割粒、⑦砕粒、⑧異種穀粒、⑨異物としたいと思います。ただし、機械による測定が困難であるとされる規格項目、例えば⑧番、⑨番などが想定をされるわけですが、この場合は目視による鑑定も可能にしたいと考えております。

5番を御覧ください。「機械鑑定を前提とした規格」に基づく検査におきましては、先ほどの九つの項目全ての規格項目について証明をしまっていることを基本としたいと思います。ただし、用途や品種の特性を踏まえまして、特定の規格項目の証明を省略することができるようにしたいと思います。例えば、ミルキークイーンなどの品種でございますと、モチ品種のように白濁をしておりますので、このような場合は白未熟粒を証明項目から除くことなどを想定しております。

6番を御覧ください。4番に掲げました規格項目につきまして、計測・標準化・米穀の専門家などから構成する「機械鑑定に係る技術検討チーム」を設置いたしまして、令和3年以内に①から④などの技術的事項の検討・整理を進めます。

①番ですが、機械鑑定における規格項目の定義の明確化。

②番ですが、精度検証用のツールの作成。

③番ですが、測定機械の精度検証。

④番ですが、標準計測方法の設定などを行います。

その上で7番ですが、この結果を踏まえ、農産物規格規程の改正を行います。

8番です。この検査結果につきましては、必ずしもお米の袋や紙に印刷される検査証明書に文字で記載されるだけではなく、農林水産省の共通申請システムを活用いたしまして、ID番号、QRコード、ICタグなどからスマホやウェブ、機械端末などで証明事項を表示・活用することを可能にします。また、農業データ連携基盤などを活用することなどによりまして、卸売事業者などが検査結果を参照できる仕組みを構築いたしまして、令和5年産米から適用を目指したいと思います。

9番目です。「機械鑑定を前提とした規格」に基づく証明事項を活用して、どのように米穀を評価されるのかといったことについては、用途などに応じて民間で定められることが基本であると考えておりますが、当面の間、国は機械測定の数値と品質との関係の目安などをガイド

ラインとして示すことを検討したいと思います。

このような見直しを行うことによりまして、例えば効果の例として考えられますのは、1等、2等などの大ざっぱな区分ではなく、お米の特徴や用途に応じた取引や流通を推進したり、あるいは最適なブレンドによって安価で一定品質の米を仕上げることもできるのではないかとということも考えられます。

また、穀粒判別器の測定結果が農業者にフィードバックされることで、より精緻な営農改善に生かせることと、検査の合理化、低コスト化に対応し、国産米のコスト競争力や輸出競争力の向上にもつながることも考えられますが、この辺りは委員の先生方からまたお考えを頂戴したいと考えております。

続いて、資料1-2を御覧ください。サンプリング方法の見直しについてです。

サンプリング方法につきまして、国が現在、標準抽出方法という告示に定める方法、「従前の方式」と申し上げますが、とは別に、登録検査機関の判断によって試料が特に均一であると認められるロットにつきましては、サンプリング回数を標準抽出、従来回数よりも減らす方法、「新方式」と申し上げますが、これを可能にしたいと考えております。

括弧内に記載のとおり、第3回の有識者ヒアリングなどで明らかになりましたが、この考え方については、ISOの国際基準でロットの均一性や管理状況を踏まえて「きつい検査」「なみ検査」「ゆるい検査」などの設定を設けていることなどを踏まえて、国際的にも整合性を持たせたものを考えております。

2番を御覧ください。

国は、どのような条件を整えば新方式によるサンプリングで問題が無いのか登録検査機関が判断される際の参考となるように、新方式のサンプリング方法に関してガイドラインを示してまいりたいと思います。このガイドラインにつきましては、以下を基本といたしまして、生産者・実需者・消費者・国際的な規格の有識者・実務家の御意見を聴いて策定したいと思います。

考え方の一つ目です。①大規模乾燥調製貯蔵施設及び大規模乾燥調製施設、カントリーエレベーターやライスセンターにつきましては、保管サイロや一時貯留サイロ内の品質が均一だと考えられることから、これらの単位をロットといたしまして、従前回数よりも回数を減らした新方式によるサンプリングを可能にしたいと考えております。

ただし、新方式による検査を実施した際に、施設や農業者の自己申告の信頼性が担保されないと登録検査機関が判断した場合には、当面の間、当該施設について、従前方式のサンプリングに戻すことを基本としたいと思います。

②番を御覧ください。今度は、個々の農業者がお持ちの循環式乾燥機の場合ですが、特定性能を持つ循環式乾燥機で、農業者が乾燥機ごとのロット番号管理や乾燥方法などの記録を行っているものにつきましては一定要件を満たす循環式乾燥機内の品質が均一だと考えられることから、この単位をロットといたしまして、従前の回数よりも回数を減らした新方式によるサンプリングを可能にしたいと考えております。ただし、先ほどと同様に、自己申告などの信頼性が担保されないと判断される場合には、当面の間、当該施設については、従前方式のサンプリングに戻したいと考えております。

3番目を御覧ください。この新方式につきましては、紙袋だけではなく、フレコンも対象としたいと考えております。このような見直しを行うことで、例えば、効果といたしましては、検査回数が大幅に簡素化できるとか、検査に要する時間が短縮されるなどの効果もあるのではないかとと思いますが、委員の先生方の御意見を頂戴したいと思っております。

続いて、資料1-3を御覧ください。スマートフードチェーンとこれを活用したJAS規格の制定について（案）です。

まず「内容」の1番目です。穀粒判別器のデータを活用し、生産から消費に至るまでの情報を連携して、生産の高度化や販売における付加価値向上、流通最適化などによる農業者の所得向上を可能とする基盤（スマートフードチェーン）をコメの分野で構築（以下、「スマート・オコメ・チェーン」と申し上げたいと思います。）し、これを活用した民間主導でのJAS規格制定を農林水産省は支援したいと考えております。

2番目です。スマート・オコメ・チェーン及びこれを活用した民間主導でのJAS規格制定を進めるため、本検討会の結論が得られましたら、速やかにコンソーシアムを設置してまいりたいと考えております。設置に当たりましては、以下の事項に留意したいと思います。

コンソーシアムへの参加者につきましては、生産者・流通事業者・実需者・消費者・企業など、コメの分野でのスマートフードチェーンの構築と活用に関心を持つ幅広い関係者とするこ
と。

②番目、コンソーシアムに実務的な検討を行うワーキンググループを設置すること。

③番目、コンソーシアムは、内閣府のSIPと呼ばれます「戦略的イノベーション創造プログラム」の研究グループと連携を密に運営をしてまいることです。

3番を御覧ください。コンソーシアムでは、スマート・オコメ・チェーンの内容及びJAS規格の内容につきまして、国際標準化を視野に入れた海外調査、②番目、国際ワークショップの開催、③JAS規格素案の策定、④現場実証、そして⑤JAS規格原案の策定などのプロセ

スを経まして検討を進めたいと思います。

括弧内ですが、スマート・オコメ・チェーン及びこれを活用した J A S 規格に関連いたします内閣府の S I P の研究ですが、令和 4 年までの実施予定です。

このようなことを踏まえまして、スマート・オコメ・チェーンシステムの利活用を念頭に、令和 5 年産米からの実現を目指したいと考えております。

4 番目を御覧ください。スマート・オコメ・チェーン及びこれを活用した J A S 規格につきましてコンソーシアムで検討を進める際には、以下の事項に留意をしたいと思っております。

①番目です。消費者ニーズを踏まえまして、タンパク含量などの食味に関連する情報がスマート・オコメ・チェーンで取り扱う情報に含まれるようにすること。

②番目、穀粒判別器フル活用の観点から、スマート・オコメ・チェーンへの穀粒判別器のデータ蓄積・活用を積極的に進めること。

③番目、生産者などによるデータ入力や管理に係る負担軽減の観点から、スマート農業機械、乾燥調製施設、穀粒判別器などから得られる情報を簡単に取得・連携できるよう、企業間の連携を進めること。

④番目です。スマート・オコメ・チェーンにおいては、情報の取扱い（秘匿するか、特定グループ内に公開するか、一般公開するかなど）につきましては、情報の提供者が選択できることも含めて明確に示したいと思っております。

⑤番目、J A S 規格につきましては、低価格大ロット輸出向けですとか高品質輸出向けなど、複数の規格のニーズが想定されることから、これを念頭に検討を進めます。

⑥番目です。J A S 規格は、第 3 者認証を要件とするものは重要な項目に限定した上で、自己適合による項目を組み合わせるなどにより柔軟性を担保したいと思っております。

⑦番目です。J A S 規格は、J A S 認証・運営コストが低減できますように、生産者、流通事業者、卸といったグループで一括して取得いただくことが可能となるように設計をするということを記載しております。

このようなスマートフードチェーンと J A S の策定支援によりまして、その効果といたしましては、例えば、データ駆動型の米流通が実現したり、多様化する需要に応じたお米の提供が促進されたり、データに基づく低コスト、高品質の輸出が促進するといった効果も考えられるかもしれませんが、ここについても委員の先生方の御見解を伺いたいと考えております。

続きまして、資料 2 を御覧ください。

これまで予算要求の概算要求の内容について御説明をしまいいりました。その概算決定に至

りましたので、その内容について御紹介したいと思います。

まず、穀粒判別器に関連する予算ですが、1枚目です。「AI画像解析等による次世代穀粒判別器の開発」に関する予算ですが、所要額を確保するということが概算決定に至っております。今後、また国会の方で御承認をいただきましたら、しっかりと進めてまいりたいと考えております。

次のページを御覧ください。米需要創造推進事業です。この中の上の1番目です「米の民間規格の制定支援」というところがございます。こちらについても米のスマートフードチェーンとJAS規格の検討などを進めるに当たって活用いただけるものだと考えておりますが、所要額を概算決定の中に入れておりますので、国会で御承認いただければ、しっかりと進めてまいりたいと考えてございます。

最後に、御報告です。参考資料の1番、2番を御覧いただきたいと思っております。

昨年12月22日に第9回規制改革推進会議が開催されました。農業だけではなく、全般事項の御審議があったわけですが、この中で農産物検査のところもこの当面の規制改革の実施事項の中に含まれています。参考資料1の赤字の部分、そして参考資料2は該当部分の抜粋をお付けいたしました。

いずれも、この検討会の検討内容と齟齬はないものだと思っておりますが、御参考に御覧いただければと考えております。

事務局からの資料は以上でございます。

○大坪座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に基づきまして、委員の皆様方から御意見、御質問があればお願いいたします。いかがでしょうか。

まずは会場にいらっしゃる山崎委員、お願いいたします。

○山崎委員 生産者のヤマザキライス、山崎でございます。よろしくお願ひ申し上げます。事務局の御説明を受けまして、生産者として御意見をさせていただきます。

資料にもございますように、先日行われた規制改革推進会議の当面の実施項目とも重なることから、細かい論点もございますが、大まかな3項目について、おおむね賛成とさせていただきます。

まず、現行の農産物検査規格は合理化と簡素化がされ、選択肢の一つとなることを前提として御意見させていただきます。

新しいものができるときは、私たち生産者はとても不安に思うところもございます。近年、

販売方法が多様化してきた中で、検査方法にも選択肢があるということはとても重要となってまいります。機器測定を用いた農産物検査は誰がやってもおおむね同じ結果が出ることから、今後は科学的根拠を基にお米の取引や販売が構築されていくと思いますし、想像もしていなかった相乗効果も生まれると思います。

多様化する販売方法の中で機器を用いた新規格は、お米の消費量を増やすことも考えられ、改めて価値のある表示が可能になると思います。

世の中のデジタルトランスフォーメーションの流れがあることから、同じように農産物検査規格のDX化や数値化は生産者への意識改革ともなり、加えて稲作農家離れをつなぎ止め、将来性のある持続可能型農業につながると思います。

昭和26年から農産物検査の長い歴史があったからこそ、日本のお米は高品質を担保されてまいりました。現行の農産物検査をベースに、機器判定による新規格はとても将来があるものと感じています。

そして、メーカー3社のレギュレーションがそろった穀粒判別器はフル活用すべきと考えます。

また、穀粒判別器は1、2等を表示するものではないので、今後は1、2等の大ざっぱな区分ではなく、米の特徴や用途に応じた機器判定を基に取引や流通が推進され、数値によるプレミアム米、一方で最適なブレンド等による安価で一定品質の米販売も可能となり、消費者ニーズに合った検査になると思います。

ただ、穀粒判別器の結果は数値の羅列ですので、ぱっと見て分かるようなものが必要になると思います。

また、判別結果については、同じ品種でも生産する地域により品質が多少変わりますので、幅を持たせるということは、とても必要だと思います。

生産現場としては、穀粒判別器の測定結果が生産工程にもフィードバックされることにより、より精緻な営農改善に生かせるため、コスト削減、品質向上にもつながると思います。

続きまして、サンプリングについては、国際基準等と比べると量や回数が多いことが分かり、今後は、事務局説明にもあった新方式の検討により、ロットでの品質を担保しながら、検査回数が大幅に簡素化できれば、検査に要する時間が短縮されると思います。これについては、実証による科学的根拠が必要になると思います。

最後に、スマート・オコメ・チェーンについては、データ駆動型の米流通が実現し、多様化する需要に応じた米の提供が促進され、将来的には輸出向けのお米にも対応可能となり、デー

タに基づく低コスト、高品質米の実現が可能となります。

また、コンソーシアムの創出により、より幅広い意見と実践力を集め、時代に合った仕組み作りが必要とされると思います。

そして、タンパク含有や食味などをオプションなどで設定ができ、販売方法や消費者ニーズに合わせ、常にフレキシブル性を持ち、決め付けた仕組みであってはならないと思います。そうすることにより、多くの生産者や実需者が導入可能となり、大きな波及につながると思います。

ネットワーク化されると、日々の技術進歩が早くなりますので、柔軟性を持たせることでデバイスやツール等が陳腐化されないことが重要だと思います。

以上を踏まえて、告示改正にはいろいろなメリットやデメリット、長・短期コストの上下も伴いますが、まずはスタート地点に着くことが大切だと思います。今後はいろいろな工夫をして、現行検査を含め、時代に合った魅力のあるシンプルな新農産物検査規格となってもらいたいと思います。

最後に、2点ほど質問です。

まず、スマート・オコメ・チェーンの仕組みがあって、その上にJAS規格があるということでもよろしいでしょうか。

また、資料に表記の無い具体的な実現目標について、想定されている時期や期間について教えていただければ幸いです。

ありがとうございました。

○大坪座長 山崎委員、ありがとうございました。

1、2、3項目につきまして、それぞれおおむね御賛成ということで御意見をいただきました。

穀粒判別器などをフル活用して、機器に基づく新しい規格、これがプレミアム米や低コスト化にもつながるといってございますね。結果を分かりやすくすることが必要だと。

また、サンプリングにつきましても品質を保ちながら検査時間の短縮につながるのだということが期待されると。

スマートフードチェーンにつきましても、ユーザーオリエンテッド、あるいは輸出も見据えた低コスト化、高品質なものができるということ、その期待の下、コンソーシアムを実現し、そうした中ではオプション項目なども含めた柔軟な対応、最新の技術や情報を取り入れていただきたいというコメントをいただきました。

最後に、二つの御質問をいただきました。スマートフードチェーンとJASとの関係、それから想定される時期、内容などについてです。これにつきましては、事務局の方からお答えいただけますでしょうか。

○上原米麦流通加工対策室長　かしこまりました。それでは、二つの御質問についてお答えを申し上げたいと思います。

まず1番目ですが、スマートフードチェーンのシステムと、それからJASの関係でございます。

まずスマートフードチェーンを構築して、そしてそのお米の世界で活用するという事は、まず大きなメリットがあるのではないかと考えております。その上で、さらに第三者認証の仕組みであるJASなどの規格を策定し、活用していくこと、これについても、その目的に応じて大きなメリットが生まれてくるものだと思っております。

ですので、スマートフードチェーンのシステムの構築と活用、そしてそれを利用したJAS規格の策定、このような二つの要素があるものだと考えております。

それから、時期についてのお尋ねをいただきました。今回御説明した資料1-1から1-3まで三つの項目がございます。

資料1-1の機械鑑定を前提とした農産物検査規格の策定に関してですが、まず技術検討チームを設置させていただき、令和3年中に検討事項を進めたいと思います。その上で農産物検査規格の改正を行ってまいりたいという、このようなステップを考えてございます。

そして、サンプリング方法ですが、こちらについては令和3年産米の検査から可能になるように進めたいと思いますが、このガイドラインの策定など、カントリーエレベーターやライスセンターの場合は、例えば夏までに策定するとか、循環式乾燥機の場合は、令和3年度中に策定するとか、できるものからどんどん進めたいと考えております。

スマートフードチェーンと、これを活用したJASに関しましても、コンソーシアムを本検討会の結論が得られれば、なるべく早く組織をするということから始めたいと思いますし、また国際ワークショップの開催ですとか、海外調査ですとか、そういうことを速やかに進めながら、令和3年度にもコンソーシアム内の御議論に基づき実施することも想定しながら進めまして、令和5年産米から実現させることを目標に進めていければと思っております。

以上でございます。

○大坪座長　ありがとうございました。山崎委員、よろしいでしょうか。

○山崎委員　はい。ありがとうございました。

○大坪座長 それでは、ほかの委員の皆様いかがでしょうか。今挙手が、拝見しておりますと飯塚委員、挙手していらっしゃいますね。よろしくお願いいたします。

○飯塚委員 飯塚でございます。三つの案に関しまして賛成です。

それぞれの提案に関しまして、項目の順番に意見とか質問とかを申し上げたいと思います。最初の資料1-1の第1項、第2項に関してですが、この検査規格そのものの目的とか存在理由、これを明記したいと思います。普通、規格を作る場合には、適用範囲、スコープですか、どういう場面で使うということを書くのですが、それを明らかにしておきたいと思います。これは第1回の検討会のときに、一体何のために使っているのかということをお聞きしたのですが、生産者と卸の間の取引を円滑にする、それだけなのか、ほかに何かあるのか、何のためにそれがいいのかということをはっきりしておきたいと思います。

第3項に関してですが、この性能に係る民間の適合性評価、認証とか認定ですが、これを使うとすると、民間で運営できるようなビジネスモデルを考慮すべきではないかと思っています。もし、民間制度にするとなりますと、検査機関の認定、すなわち検査する能力、評価する能力を確認するという事は、多分私が今理事長をしているJAB、適合性認定協会で行うことになると思われます。そのとき一つの難しさは、経済的に見合うかどうかということです。どのようなビジネスモデル、事業モデルにするかということを考えておかなければいけないと思います。

その昔、覚えていらっしゃいますでしょうか、姉歯事件というのがありました。建築の構造計算偽造があったのですが、あれは国でやっていた検査を民間に移したのですが、その検査機関の検査料が結構安かったのです。そのことが非常に深いところでの間接的な要因ではないかと思います。見逃してしまったのです。民間に移すこと自体はとても良いことなのですが、その評価の質とか信頼性を落とさないようにする工夫、そういう制度設計を考えておきたいと思っています。

それから、第4項に関してですが、第1項、第2項で申し上げましたような、その適用範囲、目的にかなっていること、これを明確にしたいと思います。項目を書くのですが、その項目はこういう場面でこんなふうにするためにこういうふうに必要なだからということ、すなわちその項目を取り上げる根拠を書いておきたいということです。これは9項に書いてある、新しい制度でこういう方針で行くよという基本方針を書いています、それと関連すると思います。米穀の評価というのは一体何のために、何することなのか、評価結果を何に使うのか、規定する項目は、それにかなっていることを確認しておきたいと思います。

第5項に関して、「証明」という言葉を使っているのですが、この言葉の意味だけ確認したいのですが、これは値を明示するという意味なのか、明示されている値が正しさを保証するという意味なのか、どのような意味なのだろうかということ、これは質問です。

第6項に関しては、評価項目と特性を定義するとか、標準試料、限度見本を準備するとか、測定器の精度を、要求をしっかりとるとか、計測方法の標準を作るなど、規格化が必要なもので、これについては第7項でそのことは言及されていると認識しておりまして、その理解でよいかどうかだけ確認しておきます。

第8項に関して、これはデジタル化の推進の点で大いに賛成でございます。

その次にサンプリング方法についてですが、その第1項、新しい方式を設けるにあたり、それ以外に関しては従前方式でいくということですが、従前方式というのはどのくらいの根拠があるのでしょうか。これはかなり昔に決めたと思いますが、今でも生きているのかどうかということをご確認ください。要するに、どんな袋の構成になっているか分からないロットからの抜取り数を30キログラムの袋100から18袋抜き取るという方式ですが、それは一体、100袋全体の等級判断するときの判断誤り確率を保障する、つまり、本来とは異なる等級と判断されてしまう確率をある一定の値以下、普通は5%とか10%になるようにするのですが、どう設計したのかを確認したいと思っています。

要するに、この2項、3項で言われているような改正案の適用を受けない場合については、従前方式を適用すると読み取れるのですが、念のため根拠を明らかにしておきたいということです。

第2項、第3項、もちろん賛成でございます。第2項に関してはロット内の変動、すなわち30キログラムの袋にしたときの袋間のばらつき、これが混合方法とか混合時間によりどう変わってくるのか、きちんと把握しておく必要があると思います。そうしないと、きちんとした抜取り方式の設計ができないと思います。

その上で、1項で言っているように、国際的に整合の取れた抜取り方式、特に調整型が良いと思います。これISOの何番でしたっけ、調整型計量抜取り検査の規格は3951だったかと思います。日本の規格にもなっているのは調整型計量抜取りなのですが、これはJISで言うと9015という規格ですが、こうした規格を使っていきたいと思っています。

第3項に関して、フレコンの容量がどのくらいなのかを教えてください。素人で全然分かりませんが、これが30キログラムとかなり違っていると、別の抜取り方式設計になると思います。これは質問ですが、どのくらいの容量なのか。もし、容量が30キログラムと大きく違っているときには、

何らかの考慮が必要になるので確認したいと思いました。

最後のスマート・オコメ・チェーンに関して、基本方針に大賛成です。

2、3、4項に関することですが、コンソーシアムの設置とか検討内容に賛成します。賛成するのですが、ここに加わる人として、社会システムとか社会制度の設計に専門的知識とか経験のある方に入ってほしいと思います。こんな新しいルールなり基準なりを作ったらどんなことが起きるのかということに関していろいろ思考実験できる、こんな制度設計にしたらいいたいことをアドバイスしてくれる人、そんな人にメンバーに入ってほしいと思っております。

それから、これは言わずもがなのことで、全体のことにに関して、まだ早いのですが、この検討会の最終報告書には、今日の分も含め提案の影響分析を明示しておきたいと思っております。効果は記述されていましたが、追加の口頭説明もありました。留意事項についてもいろいろ書いてあります。懸念とかリスクも含めこうした影響をしっかりと考えていることを示したいと思いました。提案全てに対してこれを特定して、それら考慮事項に対する対応案、これを明確にしておくことによって、説得力のある報告書になると思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

○大坪座長 飯塚委員、ありがとうございました。

基本的に賛成をいただいております。

ただし、第1番目につきましては、検査の存在意義ですとか目的なども明確にしてほしいということです。

それから、適用範囲も明確にする必要があると。

それから、民間につきまして、民間に委託する場合には、認証制度もきちんと検討する必要があるということです。姉歯事件の再来にならないように。

それから御質問がありまして、証明の意味を具体化していただきたいということです。

同じく6、7項の関連性につきましてということでございます。

サンプリングにつきましては基本的に賛成をいただいておりますが、従前方式の方の根拠の確認が必要であるということです。

それから国際規格、JISやISOとの整合性も取る必要があるということです。

最後の御質問が容量、30キログラムかどうかという御質問をいただいております。

JAS、スマートフードチェーンにつきましても基本的に賛成をいただいております。

ただ、メンバーにつきまして、社会システム、あるいは制度設計に詳しい専門家も入っていただいた方がよいということ。

それから、最終的な検討会の提案におきましては、最後に影響について、特に懸念とかリスクについても忘れずに書いて、説得力のある報告書にさせていただきたいと、こういうコメントを、有り難いコメントをいただいております。

それでは、今御質問をいただいた件につきまして、事務局の方からお答えいただけますでしょうか。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。たくさんのアドバイスをいただいたと思います。また、実現に向けて、これまた御意見を踏まえたいと思います。

その上で、御質問事項に関してですが、まずは資料1-1の新たな機械鑑定に即した規格の証明についてのお話です。これについては、現在の規格でしたら、例えば検査証明書に1等、2等などのものを記載するというのですが、これに代えて穀粒判別器などの機械で測った数字を記載すると、こういう検査証明書に測定した数字を記載するという意味です。

それから、サンプリング方法について、フレコンの容量について御質問いただきました。フレコンの容量は、若干違うところがありますが、大体1トンでして、1,020キロとか1,080キロ、960キロとか、微妙に違うところはございますが、約1トンです。紙袋もフレコンも今回の新方式ですが、例えばカントリーエレベーターのサイロですと、大体200トンとか300トン、一つのサイロに入るわけですが、このサイロに入っているお米を30キロの袋に詰めたり、1トンのフレコンに入れたりしているわけでした、これによって抽出のサンプリングの頻度が異なるということではないと思っております。

御質問に対するお答えは以上でございます。

○飯塚委員 どうもありがとうございました。

30キロと1トンだとすると随分違うので、どのフレコンを抜き取るかというときもそうですし、フレコンの中の内部のばらつき具合に応じてどこから抜き取るか、さらにロット全体で、100トン、200トンになるとき、ロット内のフレコン間ばらつきも調べなければいけないかもしれないと思います。後ほどきちんと検証すれば良いと思います。

どうもありがとうございました。

○大坪座長 飯塚委員、ありがとうございました。

それでは、ほかの委員の皆様いかがですか。

井村委員が挙手されていらっしゃいますね。井村委員どうぞ。

○井村委員 井村です。時間の無い中、文書でしっかりまとめていただきまして、ありがとうございます。全体について賛成であります。

2点お願いといたしますか、発言させていただきます。

1番目の8番目の中で、ID番号やQRコード、ICタグ等を活用していくというところがありますが、これが恐らく消費者に対する情報提供であるとか、いろいろなものにつながっていくと思いますが、現在あります有機JAS規格の格付の情報ですとか、あと生産情報公開JASだとかの規格がございます。将来的に、これらの情報なども一緒にしっかりとリンクができるようにしていただきたいと考えます。消費者にとってはお米に対する情報ということになるとと思いますので、今後いろいろな規格・仕組みができていくと思いますが、消費者にとって分かりやすく全ての情報がしっかり一元的に管理できるような配慮をいただければ有り難く思います。

もう一点ですが、技術革新がどんどん進んでいく時代であります。何年かに1度きちんと見直しを行うような、そういったことをどこかのところに明記いただければ幸いです。

以上です。

○大坪座長 井村委員、ありがとうございます。全体的に賛成という御意見でございます。

そして、2点コメントがございまして、1の8のところではID番号ですとかQRコード、ICタグなどございますが、そういった情報と、現在既に行われている有機JASの情報ともリンクをして一元管理ができるような形にしていきたいという御要望でございます。

また、2番目は、1度決めたからといって固定するのではなく、数年ごとに技術革新の進歩などを加えて見直しをするという柔軟性が必要ではないかと、こういう御指摘をいただきました。

2点のコメントをいただきましたが、事務局いかがでしょうか。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。

まず1点目のところですが、有機ですとか生産履歴情報公表JASの情報と、今回資料1-1でお示しさせていただいております穀粒判別器などの機械鑑定を前提とした規格の証明事項をQRコードなどから見られることなどについての関連性の御質問です。

まずは、この共通申請システムを農産物検査において活用しながら、この書類に限らない情報を見られる仕組みを作りたいと思っております。こういう共通申請システムに、また有機のJASですとか生産履歴公表JASの情報とか入っていくかどうかというところはございますが、是非つながるような仕組みが望ましいという御意見、よく念頭に置きたいと思っております。

また、この御意見のところはスマートフードチェーンのところとよく関連してくると思いますので、こういうスマートフードチェーンの構築に当たって、このような情報をリンクするよ

うな仕組み、これを念頭に置いて、またコンソーシアムの中でも検討させていただければと考えております。

それから、定期的に見直しを行っていくようにという御意見をいただきました。大変重要な御意見だと思いますので、これを踏まえてまた検討したいと思います。

○大坪座長 ありがとうございます。井村委員、今のお答えでいかがでしょうか。

○井村委員 はい、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○大坪座長 井村委員、ありがとうございます。

それでは、ほかの皆様いかがでしょうか。私のところからは、挙手していらっしゃる委員は拝見できないのですが。

千田委員、よろしく願いいたします。どうぞ。

○千田委員 千田です。よろしく願いいたします。

私は、三つの案にまず基本的には賛成をさせていただきます。

その上で幾つか確認をさせていただきたいことがあります。まず、現在、穀粒判別器の開発をしているメーカーは3社と認識をしておりますが、今後また新たなメーカーが出てくる可能性があると思います。そういうときに、互換性の担保というのをどのようにするのかというところを確認しておきたいと思います。

例えば、機械の検定制度を作って、機械をしっかりと検定したものであれば互換性がある、又は定期的にその検定を受ける仕組みを作ると良いと思います。

それから、サンプリングの方ですが、品質に問題があったときに、いわゆる自己申告の信頼性が担保されない場合、誰がどのように判断をして従来のサンプリング方式に戻すかというところのルールをしっかりと決めていただきたいと思います。

また、施設を従来の方法へ戻す場合、施設自体が登録をされている、ないしは申告されているということが前提なのか、それとも本当に1対1の相対でやるのかというところのルールを決めていただければ有り難いと思います。

以上2点、確認でございます。

○大坪座長 ありがとうございます。3案とも基本的に御賛成をいただいておりますが、穀粒判別器、今3社ありますが、新メーカーの参入の際に互換性が担保されるような検査制度、検証制度と申しますか、検定制度が必要ではないかという御意見でございます。

サンプリングにつきまして、何か品質問題が起こった場合、自己申告に不安があったような場合に、誰がそれを判定するのか。

また、施設の登録や1対1相対取引、こういった形でこういった交渉、あるいは価格交渉、あるいは検査の結果の判定について関わるのか、こういった御質問だったと伺いました。

それでは、ただいまの御質問に対しまして、事務局の方からお答えいただければと思います
が、いかがでしょうか。

○上原米麦流通加工対策室長 二つの御質問をいただきました。

まずは、穀粒判別器の互換性の担保ということでございます。千田委員の御質問のところで
ございますが、メーカーによって測定性能が異なる場合は混乱を生じてしまいますので、やは
りどのメーカーのものを使っても測定性能がしっかり一定水準以上あるということをきちんと
担保しなければいけないと考えております。このため、この資料1-1の中の3番目などがそ
うですが、この性能確認を行っていくということをさせていただきたいと思っております。

基本的には民間の検査機関ですが、体制が整うまでは国が行っていくということございま
して、この性能確認を得た機械であれば、どのメーカーであっても一定の性能が担保できる
という仕組みを整えてまいりたいと考えております。

そして、二つ目でございます。サンプリング方法の見直しに関しまして、自己申告の結果が
担保されないという場合、信頼性が担保されないと判断した場合に、従前のサンプリング方式
に戻すというところがございます。この辺り、どういう場合にというところ、いろいろと整理
をしていくべきだと思います。このサンプリング方法などについて、また標準抽出方法の見直
しですとか、あるいはガイドラインの策定ですとか、そういうことを進めますので、御意見を
踏まえて考えたいと思います。

○大坪座長 事務局、お答えありがとうございました。

千田委員、いかがでいらっしゃいますか。

○千田委員 はい、ありがとうございました。

○大坪座長 千田委員、ありがとうございました。

続きまして、ほかの委員の皆様いかがでしょうか。今挙手は拝見できないのですが、どなた
かいらっしゃいますでしょうか。

挙手していらっしゃいますね。どうぞ、お願いいたします。

○森委員 日本生協連の森でございます。よろしく願いいたします。

3点とも賛成をしたいと思います。

幾つか意見と質問がありますので述べさせていただきたいのですが、まず1つ目の資料1-
1の機械鑑定の規格です。これまでの検討会で議論されたとおり、数値化されるということは

非常に良いと。関係するところでは生産者、流通業者、実需、いずれにとってもメリットがあると思います。

今回一番重要なのは、検討チームで標準計測方法を検討すると書いていますが、いわゆる国が公定法を決めていただけるということは検査結果の信頼度は高まるのだらうと思っています。

少し懸念されることが、多分30キロの米袋とかフレコンに数値が並ぶことになると思いますが、あくまでも検査をした時点の数字が並ぶということで、例えば水分ですとか砕粒ですとか保管状態とか流通の輸送中によって数字が変わるということもありますので、この点は留意が必要かなと思っています。

それから、機械計測が入るということで、現行の目視検査と並行して行われることになりまますから、当然ながら検査員の作業は増えることになると思います。コストの考え方について、ある程度国が示されるのか、それとも検査機関の方で考えていただけるのか、どちらかになると思いますが、考え方については一定程度整理をしていただければと思います。

それから、サンプルの方ですが、こちらの方は前回も申し上げたとおり、生産者、検査員ともに負担軽減になりますから、非常に有効だと思います。

1点、これは私の懸念ですが、先ほど千田委員からは、自己申告の判断のときということで意見を述べられたのですが、私は自己申告の確からしさをどうやって確認するのかというのが少し懸念をしております。ガイドラインをこれから作成されるということですが、現在でもカントリーエレベーターでも原料の取り違えですとかフレコンナンバーの記載ミスということもあります。人為的なミスもありますから、これらを全部検査員が本当に確認できるのかどうかというところはガイドラインのところに落とし込みをお願いしたいと思います。

三つ目のスマート・オコメ・チェーンで、これも私も前回のとおりに、非常に期待をしたいと思っています。生産から消費まで一気通貫できる仕組みになりますから、これまで私どもも含めてですが、個々の事業者がそれぞれやってきたことを一元的に管理ができる、共有化も期待できるということですので、当然イニシャルコストは掛かるとは思っておりますが、多分数年でメリットが出るようになると思いますし、また情報が活用できるというところが一番大きくて、マーケットインの商品開発ですとか販売活動ができるのではないかな。今どちらかというとお米はプロダクトアウトで来ていますので、これからユーザーのニーズを踏まえた商品作りに活用できるのだらうと思います。

生協にとっては、お米は産直商品の代表です。消費者と生産者をつなぐことをずっとやってきました。もし、コンソーシアムに参加できるのであれば、そういった長い歴史で培った経験

を役立てられると思います。

以上でございます。

○大坪座長 森委員、ありがとうございました。

3点とも基本的に賛成いただいておりますが、数値化も非常に良いことであるが、保管、あるいは流通段階で数値が変わってくる可能性もあるので、その辺留意が必要ではないかという御指摘でございます。

それから、検査コストでしょうか、コストの負担をどうするかという御指摘でございます。

サンプリングにつきましても基本的には御賛成いただいておりますが、自己申告の確からしさをどのように担保するのかということガイドラインでも対応していただきたいという御要望と伺いました。

1-3につきましても基本的に賛成いただいておりますが、期待していただいているわけです。これからマーケットインということで期待いただいているわけです。情報を活用して生産者、あるいは消費者、どちらにとってもメリットがあるのではないかというコメントをいただきました。

これのお答えは、事務局の方からいかがでしょうか。例えばガイドラインへの対応とか、こういう御要望がございましたが、事務局いかがでしょうか。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。幾つかお答えをさせていただきたいと思います。

まず1点目の流通の過程で数値が変わるというところがございます。御指摘のとおり、農産物検査でございますが、農産物検査を行ったときの結果を証明書に記載をしているということです。こういう内容について、しっかりまた周知をしていくようにする必要はあるかと存じます。

そして、自己申告の確からしさをどう担保するかと、どのようにしていくかというところで、また国際的な考え方も踏まえながら進めたいと考えております。

そして、最後ですが、スマート・オコメ・チェーンのコンソーシアムですが、是非またいろいろな御知見をいただきながら、良いコンソーシアムになるように努めたいと思いますので、是非お力を貸していただければと思っております。

以上です。

○大坪座長 ありがとうございました。森委員いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○森委員 はい、ありがとうございます。

○大坪座長 ありがとうございます。

あと、ほかの委員の皆様いかがでしょうか。挙手が拝見できません。

夏目委員、どうぞよろしく願いいたします。

○夏目委員 夏目でございます。よろしく願いいたします。

私も、基本的には三つの項目につきまして賛成でございます。その上で伺いたいと思います。

確かに効果としては、検査の合理化、それから低コスト化ということが挙げられておりまして、それはとても良いことだと思いますが、日本の農業の生産者は大規模ばかりではなくて、実質的には中小が非常に多いわけですし、その方たちにコストの負担が掛かるようであれば、それは結果的には消費者へ反映されてきますので、コストが生産者にあまり掛からないような対策を是非していただきたいということ。

それと、機械化されていくに当たって、人材が十分だろうか。それを利活用する人材の育成なり指導なり、そういう分野についてはどのようにお考えなのかということ。

もう一つは、JAS規格と国際標準化のロードマップみたいなものを見据えてのことだろうとは思いますが、その辺について伺いたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○大坪座長 夏目委員ありがとうございます。

基本的に3案とも御賛成いただいておりますが、3点御指摘いただきまして、1点は生産者、特に中小農家に検査コストの負担が掛からないようにしていただきたいということ。

2番目として、機械化に当たりまして、それを担当する人材の育成が必要ではないかというコメントでございます。

3番目に、JAS規格などを制定していく上でのロードマップを示していただきたいということでございます。

夏目委員の御意見、御要望につきまして、事務局の方からお答えいただけますでしょうか。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。

本日お示しをさせていただいた三つの内容ですが、これはもう大規模な農業者の方だけではなく、中小の方にもメリットが出てくるものではないかと思っております。デジタル化を進めるということにつきましては、中小の方、大規模な方問わず、情報が簡便に得られたりするということもあるかと思っております。仰ったとおり農業者全体が、コストがより掛からないようにしていく観点も含めて検討していきたいと思っております。

それから、目視の検査から機械の検査になっていくという、そういう流れを考えますと、機械の測定方法などに熟練した方々が必要になってくるということもあると思いますので、そういう人材育成の観点も留意をする必要があると思います。

それから、JASについての今後の進め方です。これは、まずは結論を得られた後、コンソシアム作りを始めるということとして、幅広い方々に集まっていただきながら、どのようなJASが国際的にも日本の訴求力がある規格にできるのかということを考えたいと思っております。

国際標準化などを念頭に置きますと、海外との連携・協調も必要になってまいりますので、そのためには国際ワークショップを開催すること、あるいは海外の動向をしっかりと把握するための海外調査を行うことなど必要だと思っておりますので、このようなステップを踏みながら、国際標準化なども視野に入れた検討を進めていければと思っております。

以上でございます。

○大坪座長 ありがとうございます。夏目委員、いかがでいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

○夏目委員 はい、結構でございます。ありがとうございます。

○大坪座長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員、手を挙げていらっしゃいます。どうぞ、よろしく願いいたします。

○三澤委員 木徳神糧の三澤です。

○大坪座長 三澤委員、よろしく願いいたします。

○三澤委員 私も3項目ともに大まかに賛成しております。

一つ、ちょっと質問も含めてあるのですが、資料1-1ですが、従来の検査方法、1等、2等という区分と、これに完全移行するまでの間、二者選択が行われるのかどうか、検査方法として。それがどのように移行されるのかということをお聞きしたいと思っております。

もう一つ、農水さんの方で書いておりますが、各鑑定項目の中の、しっかりとしたワーキングチームを作っていて、各項目の定義の明文化というのも、決定する前に事前に知らせていただけないかと思っております。

それと、具体的に表示、新しい制度の検査が袋又はフレコンに表示されるときにどのような、旧来の1等、2等というものについては判子をついているだけですが、どういう表示がなされるのか。従来のところとどのように違うのかということも事前にワーキングチームの中で知らせていただければ有り難いなと思っております。

その中に、プラス、QRコード、ID番号等々追加されるとなると費用がかさばるのではないかという懸念がありますが、その辺も明確にお願いできないかと思います。

あとは1-2ですが、こちらも先ほど千田委員が仰っていましたが、穀粒判別器と同じようにカントリーエレベーター——まあ、森委員もお話ありましたが、カントリーエレベーターとか乾燥機等々、メーカーの能力によって大きく違いもあるはずです。それを誰が検証して、先ほどと同じように定義を、誰が作ってどのように行われたかというところをはっきり明文化していただけないかと思います。メーカーによっては機種とか性能の確認は絶対必要だと思いますし、手法、ロット等の呼称も明確に出していただいた上で、可否を判定していただければ有り難いと思っております。

1-3ですが、これも賛成ですが、具体的にまだぼんやりとしか見えておりませんので、成果としてはいい成果が出るだろうと思いますが、これもワーキングチームをお作りいただきまして現場検証、実証を小ロットでも結構ですから、具体的な明示をさせていただいて、各委員がはっきり分かるような入力方法だとか、経費だとか、JASの取得方法はどうするとか、具体的なところを明示していただければ、もう少し我々も検討の足を踏み入れることはできるのではないかと思います。どんな方法かの実証実験はやっていただけないかと思います。

以上です。

○大坪座長 ありがとうございます。三澤委員も、基本的には3案とも御賛成をいただいておりますが、1-1につきましては、従来の1、2等に代わって機械中心の検査規格ですとどのような表示がされるのかということが1点御質問です。

それから、従来方式の検査と新方式で二者選択が行われるのか、どのように移行していくのか、そういった御質問をいただきました。この辺をワーキングチームできちんと定義していただきたいという御要望でもあります。

それから、QRコードなどにすると費用が掛かるのではないかという御懸念をいただいております。

それから、1-2のサンプリングにつきましては、カントリーエレベーターなどで使われる乾燥機の種類や性能が多様ですので、その辺を誰が定義するのか、検証するのかといったことを明確にさせていただきたいということの御要望です。

1-3につきましても、基本的に賛成いただいておりますが、具体的にどのような形で進んでいくのかということで、JASを作るとしますと、入力方法ですとか手引、あるいはJASを取得するにはどのようにして取得したらいいのかということ、もう少し具体像を見せていた

だきたいということと、是非現場検証なり実証実験をしていただきたい、こういう御要望をいただいております。

事務局の方ではいかがでしょうか。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。それぞれ御質問いただきましたので、順次お答えをさせていただきたいと思います。

まず、機械鑑定を前提とした規格についてですが、これは従来の目視を前提とした規格、それからそれに加えて機械鑑定を前提とした規格を作っていくということです。つまりは、どちらかの規格を選択することができるということです。その中で御希望の検査を受けていただけるということになると考えています。

また、機械鑑定、機械計測を前提とした規格の表示ですが、これまでのような1等、2等というくくりの表示ではなく、機械計測の結果を数値で表示ができる、こういう仕組みを考えたいと思います。

ただし、数値だけでは取引の目安がなかなか分かりにくいところの御意見もあるかと思っておりますので、この辺りはガイドラインを定めながら、目安を整理したいと考えております。

続いて、2番目のサンプリング方法の話です。緩やかなサンプリングを可能に、新方式のサンプリングを可能にした場合の検証ですが、これはしっかり均一性が担保できるかどうかというところにつきましては、これは実需者も含めて生産者、実需者、消費者、そして国際的な規格の有識者、実務家の方々を含めて検証いただきたいと考えております。また、御意見を踏まえて、このようなことを考えておりますが、実際の実証の進め方などを検討したいと思います。

それから、スマート・オコメ・チェーンとJASのところですが、この具体的な中身については、まずはコンソーシアムを結成して、そこでいろいろな御意見をいただきながら、ワーキングチームを設置しながら検討いただくということになってまいります。データをどのように入力していくのか、あるいはその際にどれぐらいの経費が掛かっていくのかなど、これはコンソーシアムの議論の中でまた深めていただくところもあると思いますが、そのような御懸念もあるということを念頭に置きながら検討を進められるようにしたいと思います。

以上でございます。

○大坪座長 ありがとうございます。三澤委員、ただいまのお答えでいかがでしょうか。

○三澤委員 はい、ありがとうございます。

○大坪座長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の皆様いかがでしょうか。御質問、コメントおありの委員はいかがで

しょうか。

栗原委員、どうぞお願いいたします。

○栗原委員 ありがとうございます。やっとうていでいただいて、感謝申し上げます。

○大坪座長 申し訳ございません。ちょっと遠くて見にくくて申し訳ございません。

○栗原委員 いえいえ、すみません、ありがとうございます。

意見と要望を述べたいと思っております。

まず、順番はちょっと違いますが、サンプリング方法の見直しについてです。

これにつきましては、書いてあるとおり、カントリーエレベーターとかライスセンターは均一性が非常に高いということで、我々の要望としても検査の回数を減らしてもらいたいということがございますので、これは本当に賛成したいと思っております。

ただし、カントリーエレベーター、ライスセンター以外の、先ほどからも各委員から御懸念がございますが、誰がこのばらつき、例えば2の②のところの特定性能を持つ循環式乾燥機の関係で、ではこれ誰がどのように、そういうばらつき等を管理していくのか。そこをしっかりと担保されないと、流通関係の不安を非常にあおってしまうと思っておりますので、そこはしっかりと整理をしていただくことが必要と思っております。これがサンプリング方法の見直しについての意見です。

あとスマートフードチェーン、資料1-3です。これにつきましては、輸出関係などのJAS規格を作っていくということも含めてですが、今、生産現場は非常に夢がない状況です。国内の米生産を減らしましょうということばかりが謳われているという実態の中で、輸出はやはり夢があるということで、輸出によって米生産の維持、拡大を図っていくというのにもつながりますので、このJAS規格、しっかりと進めていただいて、生産現場に夢を与えていただきたいというのが思いです。

しかしながら、この際、JAS、スマートフードチェーンを構築していくという際に少し懸念があるなというのは、先ほどからも言われているようにコストの問題があります。今まで生産現場では、GAPとか、例えば栽培履歴記録をやるとか、安全性の検査とかそんな、コストが非常にどんどん増えているという実態があります。それが要するに販売価格に反映されるかということ、される場合もございますし、されない場合もあるということで、そのコストの問題というのは非常に重要と思います。スマートフードチェーンを作っていくという際に、コスト、ここを誰がどのように担っていくのか。生産者サイドがコスト負担を一方的に強いられないように、しっかりと農水省として支援、整理をしていただければと思っております。これが2点

目です。

あと資料1-1です。農産物規格、機械測定による農産物規格の制定ですが、これについて全農として思うのは、先ほどからも御意見がありますが、二つの規格があつて、機械の方に移行していくのではないかとか、いろいろな考え方があると思いますが、現実には選ばれる、機械鑑定で選ばれる場合というのは、一番初めは一定の箇所ですりながら増えていく可能性があります。そのときに、目視と機械というのが共存していく、一定期間共存していくということになるかと思えます。そうすると、生産現場では、機器の導入コストとか、あと要員を増やさなければいけないとかそういう、要するに先ほどからも言う機械の使い方のテクニックとかをしっかりと習得するとか、そういうことを含めて、重複する可能性があつて、検査員に負担が掛かってくる可能性があります。コストが増えていくということも想定され得るかなと思つています。

それと、なぜそういうことを言うかという、機械鑑定、測定と言いつつも、先ほどからお話しされている異種穀粒とか異物については目視でやらなければいけないということになります。それを考えると、非常に負担が大きい。時間もそうだし。それで、機器のコスト、値段も皆さん御存じだと思います。七、八十万とか、そういうレベル感に今あるということを見ると、コストの問題というのは非常に重要と思つています。

それともう一つ、流通の関係でいいますと、目視の1~3等の要するに規格と、機械鑑定の70%、80%とか、そういう数値が共存していくとなる場合、今までの目視の1~3等と70%、75%、80%というのがどういう関係性があるのかというのが全く分からない。そうすると生産者も混乱するでしょうし、かつ、流通の段階でも混乱してしまうということが想定され得るので、是非資料の9項目のところ、当面の間、今の1~3等のレベル感と新たな機械鑑定のレベル感にどういう相関関係があるのかというのをしっかりと示して農水省としてやってもらわないと流通が大混乱するのではないかとこの危惧があります。そこは、しっかりと示してもらいたいというのが我々の思いです。

それと、もう一つ危惧しているのは、例えば数値で管理されますと、この数値は75ですと。もう一方ですら78です。もう一方は80ですとか60ですとか、いっぱい出てきたときに、どう管理をしなければいけないのかという問題が出てくると思つています。例えば保管の管理をどうしていくのかとか。そのときに、我々としては先ほど言った1等基準だとこのぐらいの数値でしたよみたいなものを示してもらわないと、要するに管理のしようがないです。そうすると、要するに保管のスペースも大変なことになって、結局は流通コストがかさんでいくとい

うこともあるのと、輸送のときも非常に大変なことになるということで、お取引様、卸様とか実需様とかとしっかりと合意形成を踏まえながら流通をさせていかないと、大変なことになる可能性が危惧されます。

あと価格の面もそうです。取引先の方と価格を整理するときに、では98は幾ら、80は幾らみたいな、そんな流通のやり方って非常に不可能に近いので、そこら辺も含めてしっかりと我々、円滑に流通がなされるように関係者が話をしながら、農水省さんの御指導を受けながら、しっかりと整理がなされれば良いなと思っております。

本当にコストの問題というのをしっかりと受け止めて、みんなで良い方向に向かうということであれば、その良い方向に向かうためにもコストというのは避けて通れない部分もございますので、そこら辺はしっかりとみんなで関係者が共有し合って、農水省さんの御指導の下、整理がなされていければと思っております。

以上でございます。

○大坪座長 栗原委員、ありがとうございました。指名が遅くなって、誠に申し訳ございませんでした。

まず1-2について基本的に御賛成をいただいておりますが、特定性能のある循環式乾燥機など、これを誰がばらつきを管理するのかという御懸念をいただいております。

それから1-3につきましても、生産現場にとって夢を育てるいい制度ではないかという御賛成を基本的にいただいておりますが、コストの問題ですね。これまでもGAPですとか安全性審査などでいろいろコストがアップしてきておりますので、誰がどのようにコストを負担しているのかということ、あるいは国としての御支援ですか、そういったことをコメントいただいております。

特に1-1につきまして、機械方式とそれから従来方式、これが併存していく、あるいは移行していくのか、それにつきまして共存している間はコストが、検査の負担と申しますか、二重になるのではないかと。一応異種穀粒、異物なども目視が使われていますので、その間に新方式の機器の導入ですとか使用方法の習得、それから検査を二重に行うようなことにならないのかという御懸念です。結局のところ、それがコストの問題と負担の問題。

それから、さらに最後の御指摘では、お米の保管、流通、輸送、それから価格におきまして従来の1等、2等といった形での仕分が行われていたことに対して、今度、機械方式の場合に、75%、78%、80%といったような場合にどのような仕分管理、どのような価格帯になるのか、この辺、両者を結び付けてできるようなガイドラインのようなものを出していただければとい

う御要望ではないか。それがうまくいかない現場が混乱するという御指摘です。

いずれにしろ、コスト問題を十分協議して、国の御指導をいただきながら円滑な移行ができればという御指摘だったと思います。

栗原委員、これでよろしゅうございますか。

それでは、事務局の方からただいまの御質問、コメントに対してお答えいただければと思いますが。

○上原米麦流通加工対策室長 分かりました。順にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、サンプリングのところからですが、カントリーエレベーター、ライスセンターのところは均一がかなり担保されるという御意見をいただきながら、一方、循環式乾燥機の場合に、しっかりばらつきがなく均一であることをどのように判断していくのかという、そういうところで御意見をいただいたと思います。これについても、様々なタイプの循環式の乾燥機がございますし、その循環式乾燥機の中で均一だと判断するときに、どのようなロット管理がなされていて、また循環式乾燥機の運用がなされていてというようなところも含めて、しっかりまたメーカーも含めてデータなどをもらいながら、またその結果について、実需者側と生産者側と集荷事業者側と相互に、「これならいいか」という合意を形成しながら進めていただくことが一番良いだろうと思います。

こういうことから、サンプリングについてもガイドラインを定めたいと考えておりますので、この辺りのガイドラインを策定するときに、またそのデータなどを御覧になっていただきながら、これなら大丈夫かなというようなお話をいただければよろしいのかなとも思いますが、また検討の進め方は考えたいと思います。

2点目です。スマートフードチェーンについて、夢があるというお話をいただきました。そのような中でコストの問題があるということですので、このコストに見合うメリットが生まれるかどうかというところも重要なポイントだと思います。しっかりメリットが生まれ、コスト以上のメリットが生まれるようなことを目指していかなければいけないと思いますし、またコストについても電子化など、あるいはメーカーの連携などを進めながら、より生産者などのデータ入力のコストを下げるとか、あるいは個別にシステムを構築しなくても共通のデータ基盤を使えるとか、そういう工夫をしながら、極力コストが安くなるように努めていく必要があるのだらうと思っております。コストの分担の仕方も含めて、これまたコンソーシアムでいろいろな方に集まっていただきますので、そのような中でまた検討いただければと思っております。

そして、最後ですが、機械鑑定に適した、前提とした規格についてです。

やはり旧来の規格よりも機械鑑定の規格が選ばれるように、いい規格を作っていくということがまず目標としてあるかと思しますので、そのようなものを作りながら、そして、その結果についてどのようにメリットが生まれるかということは、これは取引によっても変わってくると思います。大ロットで流通する場合、あるいは個別に取引をされる場合、それぞれによって機械計測を前提とした規格が、メリットが大きいものもあれば、そうでないものもあるかもしれません。その辺りをよく見ながら進めていかなければいけないとも思います。

あとは1等から3等の目視鑑定の現在の等級との、今度の規格とのレベル感について、これは整理をしないと流通上、大ロット大量流通の場合など特に混乱がするというようなお話をいただいたと思います。この御意見も踏まえながら、国の方でまた目安を考えたいということで、ガイドラインを考えたいということで書かせていただいておりますが、そのようなところを今回の御意見も踏まえながら検討したいと考えております。

以上でございます。

○大坪座長 ありがとうございます。今回の御指摘を踏まえて、いろいろと検討していくということと、コンソーシアムなどを立ち上げて、その中でまた専門家、いろいろな方に集まっていたいただいて協議しながら具体化をしていくというお答えでございます。

栗原委員、いかがでございましょうか。

○栗原委員 はい、ありがとうございました。

○大坪座長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員から御意見。

岩井委員、よろしく願いいたします。

○岩井委員 おむすび権米衛の岩井と申します。

まず今日、上原さんから御説明いただいた3点の検討について、総論は賛成でございます。是非とも進めていただきたいです。

1点目の機械鑑定、2点目のサンプリングについては、我々は専門外ですから、生産者さん、農家さんのコスト削減につながるのであれば、是非とも進めていただきたいという意見にとどめておきます。

3点目のスマートフードチェーン、こちらにつきましては意見をさせていただきます。

我々は今ニューヨークとパリで戦っております。ロックダウンや営業時間の制限など、日本では考えられないような制限の中でも数量が伸びています。これは当然日本のお米に対する信頼感、美味しさ、これを世界が認めてくれているためです。ただ、言い方は悪いのですが、

我々は何か徒手空拳、素手で戦っているような気持ちで、武器が何も無いというのが現状です。是非日本のお米のすばらしさというものを世界に伝える手段が欲しい。

これは数値で示すことだと考えております。当然水分やアミロース、タンパク質といった、美味しさを数値化できる基準というものはバックボーンとしていただきたい。加えて、なぜ今我々の店舗でコロナ禍でも数量が伸びているかということ、世界が今注目する日本の免疫力です。これは渡邊昌先生が「お米を食べている民族は腸内細菌の活性化によって免疫力が高い」「だから、コロナにかかりにくいし、かかっても重症化しにくい」という論文を英文で発表なさいました。これはニューヨークやパリでも結構読まれています。お客様の中で、この論文を知っているという方も多いです。

皆さん御存じのように今日本の感染者数は30万人超えたというようなレベルです。それに対して人口が日本の半分ぐらいのフランスではすでに300万人、アメリカでは2,400万人というとてもないレベルです。びっくりしたのは、我々よりもさらにお米を食べている国の感染者数が今どういうものかを調べたのですが、1人当たりのお米の消費量が100kgと、日本の倍ぐらい米を食べている中国の感染者数は、昨日（1月19日）時点で8万8,000人と、日本の4分の1程度です。韓国は、日本に比べて10kgぐらい米を多く食べており、感染者数は7万人程度です。このまま放っておくと中国に全部やられてしまうのではないかという危機感を率直に感じました。

日本のお米の美味しさと併せて、是非この免疫力や、健康度を、スマートフードの中で数値化できないでしょうか。これから私どもが世界で戦っていく上で、間違いなく店舗は伸びていきます。今日本で50店舗、1,000トンのマーケットですが、これを100店舗、2,000トンにするというのが我々の構想です。世界では1,000店舗構想、2万トンまで日本米を輸出する構想です。それには是非武器が欲しい。例えば今私どもの例環境保全型農業、これは何の評価もされていません。当初我々はオーガニック、JAS基準の有機とUSDAのオーガニックというのを連動させてスタートしましたが、やはりお客様が求めていらっしゃるの食味でありました。「有機米」ということよりも減農薬減化学肥料米であっても美味しい方を求めていらっしゃったということで、今我々は国内、海外ともに減農薬減化学肥料米、いわゆる特別栽培米でやっております。しかし、海外へ出ますと、ただの慣行米です。コンベンショナルです。海外にはオーガニックかコンベンショナルの基準しかありません。

また、流通に関しても、我々は白米を常温コンテナで輸出しているわけではなくて、わざわざ玄米、生きたお米をリーファー、冷蔵コンテナで輸出して、向こうで精米して使っておりま

す。1台たった50万の精米機に、CE認証をとるために500万をかけているわけです。

こういう流通に関するこだわりについてもきちんと武器として謳えるような規格・基準が欲しいというのが、今海外の最前線で戦っている我々のリクエストです。そこに、なおかつこのコロナ禍、我々の免疫力が欧米人に比べて高く、これは米を食べているからだ、というような健康と安全という面も基準に加えていただきたい。ここを何とか数値化して証明できないか。これを是非ともお国の方では考えていただきたいというのが、今日私のリクエストです。よろしくお願いします。

○大坪座長 岩井委員、ありがとうございました。ちょっとリモートで参加しているものから、会場の委員の皆様、御指名するのが遅くなりまして、誠に申し訳ございません。おわび申し上げます。

1-1、1-2については、基本的に農家コストの削減につながるのであれば賛成という御意見です。

そして、1-3につきまして、特に欧米で徒手空拳で努力していらっしゃる。それでも伸びているという現状の御報告がございました。やはりこのスマートフードチェーンの中でそういった食味などに加えまして、食味指標、検査登録指標などに加えまして健康志向、健康に良いということ、あるいは安全であるということ、それから低温流通で劣化を抑制していると、こういった御努力していることが数値化してスマートフードチェーンの中で生かされて、これが海外での販売促進につながったら良いのではないかと、こういう御指摘です。ありがとうございました。

事務局の方ではいかがでしょうか。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。

スマートフードチェーンのところについて御意見を、御見解をいただきました。

仰るとおり、前回、第4回の検討会でお米マイスターの方に御説明いただきまして、食味に関係するタンパクであるとか、そういうことを自らホームページなどで公表しながらお米を販売されているというお話も伺いました。こういうことも踏まえながら、食味に関連する指標、タンパクやアミロース、水分、そして脂肪酸度などもあるかもしれませんが、こういうものについて、スマートフードチェーンの中に載せられないかという視点、大変重要な観点ではないかと思っております。

また、健康面の米の関係についても、論文などを御紹介いただきながら御発言をいただきました。米と健康の関係については様々な角度から研究がなされているところですので、私ども

としても研究の成果が出れば、随時ホームページなどでお伝えしているということです。データを積み重ねながら、米と健康に関する情報発信を行い、消費拡大にもつながればと思っていますところでは。

スマートフードチェーンの中に健康の要素、将来またデータが積み重なったりすると、たくさん項目が生まれてくるのではないかと思いますので、御意見も踏まえながら、またコンソーシアムで御見解を伺いながら、世界で勝負されている方々の武器になるような規格になるように努力したいと思います。

○大坪座長 ありがとうございます。岩井委員、よろしいでしょうか。

○岩井委員 はい、ありがとうございます。よろしくお願いします。

○大坪座長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の方々、いかがでしょうか。

例えば、藤代委員いかがでございますか。

○藤代委員 私は全面的に賛成でございます。コメントはございません。ありがとうございます。

○大坪座長 御賛成いただいております。ありがとうございます。

それから、白井委員はいかがでいらっしゃいますか。どうぞ。

○白井委員 わらべやの白井でございます。

私も1番、2番、3番とも専門外なので基本的には賛成いたします。

ただ、3番ですが、消費者や、農家さんのコストアップにならないようであれば、どんどん進めていただきたいと思います。

普段、私どもは、お米が日本でどのくらい、どこに消費されているかは把握しておりませんが、消費を外食、中食、内食（家庭内食）の3つに分類しながら分析しています。私どもの中食で約17%程のお米の消費ですが、それに対して内食が70%程の消費をしております。この内食の消費を取るべく日々努力しているわけですが、70%の内食の消費のうち、約50%がスーパーで主婦の方を中心に様々な方がお米を購入し家庭でお米を炊いています。今日ここに御出席の皆様は有識者であり、お米の知識には非常に長けている方ばかりです。機械判定を推進していく中で容積重、水分、未熟米、死米、着色粒、胴割等、タンパク質、アミロースなどのデータを記載した代わりに、1等米、2等米の表示をやめていこうとしておりますが、よく最終消費者のことを考えると、お店で買うときに、この様なデータを見てお米を選ぶ人が本当にいるのかは少し懸念があります。1等米、2等米の表示はやめても良いとは思いますが、それに代

わる何か分かりやすい訴求方法は提示しなければ、スーパー等で購入される方々のお米の購入を底上げすることは難しいのではないかと懸念を感じました。

販売するスーパーが米の美味しさを自分たちで独自に評価し何らかの形で表記し販売しているのか、それとも行政が何らかのガイドラインを考えるのか、方法はいろいろありますが、もう少しこの部分に対する対応をしないと消費は上がらず、結果的にマイナス効果になるように思い少し懸念しているという事が1点です。

もう一つは、前回は申し上げましたが、私どもは、できれば米の種類のDNA証明かそれに準ずるデータを検査書やスマートフードチェーンの中に表記していただければ、銘柄を謳う商品を販売しやすくなり、米の消費の押し上げになります。中食業界としては併せて検討いただければ助かります。

私の意見は以上です。

○大坪座長 ありがとうございます。基本的に御賛成、農家のコストアップにならないければ御賛成ということでございます。

2点御指摘をいただきまして、機械判定のデータ、これを一般消費者が御覧になったときに分かりやすいような形で、何か解釈できるような形でしていただければ、スーパーの方とか消費者の方がその数値を見たときに解釈できるように、こんなお米かということ、一つ御要望がございました。

2番目は、スマートフードチェーンなどのデータを出すときに、識別のDNA証明、つまり品種証明ですか、こういったことも一つの項目として加えていただいたらよろしいのではないかと御指摘です。

この点、2点御指摘いただきました。事務局、いかがでございましょうか。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。

まず1点目の御質問、御意見ですが、今回、資料1-1で御説明を申し上げました農産物検査の中のお話ですが、機械鑑定を前提とした規格ですが、これは卸の方々などがお米を取引、生産者などと取引をされる際の指標になるものだと思っております。

どのようなお米なのかということ、1等、2等という等級以外に、精緻なデータで確認しながら取引ができるという要素も取引の形態によってはあるものだと思っております。

また、そういう取引された後で精米事業者などにおかれましては、ブレンドをされたり、いろいろな方法で品質の高いお米など、消費者のニーズに応じたお米に仕上げていかれるということだと思います。そのときの消費者へのアピールの方法、どのようなものを念頭に置かれて

いらっしゃるのかということについては、これは機械鑑定の規格のみではなく、スマートフードチェーンの中にもつながってくると思いますので、御意見を参考にしながら、このJASの方も考えていければと思います。

それから、スマートフードチェーンのお話の中でDNAの証明のお話もございました。確かに情報としてあるかと思えます。恐らくコストの話とつながってくると思いますので、その辺りも踏まえながら、コストと必要な効果と照らし合わせながら、また検討させていただくということがよろしいのではないかと考えております。

○大坪座長 お答え、ありがとうございました。白井委員、いかがでございますか。よろしいでしょうか。

○白井委員 結構でございます。

○大坪座長 ありがとうございます。

それでは、全委員から御質問、コメントをありがとうございました。一当たり御意見、コメントいただきまして、ありがとうございました。

再度御発言をされたい委員いらっしゃいましたら、どうぞ。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

手が挙がりました。森委員、よろしく願いいたします。

○森委員 すみません、少し追加になりますが、各委員の皆様から1-1の機械計測のところでは1、2等をやめて、機械計測に移るといようなニュアンスに聞こえたのですが、この点はいかがですか、事務局の方。

○大坪座長 事務局、いかがでしょうか。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。今のところですが、資料の中にも記載しておりますが、現行の規格とは別に、機械鑑定を最大限活用する規格を作っていくということです。現行の規格はサンプリング方法など見直しを行いながら、簡素化、合理化をしながら、これは、それは使えと、今後も使えということ。それに加えて機械測定に適した規格を作っていくということです。

○森委員 ありがとうございます。

ということは、将来的に1、2等をやめて機械に移るということではないということですね。

○上原米麦流通加工対策室長 将来のところについては、これはまた機械計測に適した規格がどのような評価をされるのか、またそれをどれくらい使っていただけるかということ踏まえながら、これまたそのときの状況により選択されるものだと思っております。

○森委員 分かりました。ありがとうございます。すみません。

○大坪座長 森委員、ありがとうございました。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、皆様ありがとうございました。今回皆様の御意見を承りまして、資料1に記載した内容につきまして、基本的に反対の意見はございませんでした。それを進めるに当たっての留意点についての御意見、あるいは御質問が中心だったと思います。

このため、次回は資料1に記載した事項を進めるに当たっての留意事項について御議論をいただきたいと思います。

事務局では、本日の委員の御意見、御質問を踏まえまして、資料1に記載の事項を進めるに当たって留意すべき事項を整理して、次回の検討会に示していただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議題、その他といたしまして、事務局から何かございますでしょうか。

○齊官穀物課課長補佐 事務局からは特にございません。

○大坪座長 ありがとうございました。

それでは、本日予定されていた議事は全て終了いたしました。この検討会の全般的なことに關しまして、何か御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに無いようですので、進行を事務局にお返しいたします。

本日は、長時間にわたる御議論、円滑な議事進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

○齊官穀物課課長補佐 大坪座長、誠にありがとうございました。

最後に、本日の資料は本検討会終了後、速やかに農林水産省ホームページに掲載させていただきたいと存じます。

本日は、誠にありがとうございました。

午後3時16分 閉会